

## 秋田市マンション管理計画の認定等に関する要綱

〔令和6年1月26日〕  
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に規定するマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法および省令の定めによるものとする。

(必要書類)

第3条 省令第1条の2第1項に規定するその他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証の写しとする。

(認定等をしない旨の通知)

第4条 市長は、法第5条の3第1項の規定による認定の申請、法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請または法第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請に対し、法第5条の4の規定による認定等をしないことを決定したときは、認定等をしない旨の通知書（様式第1号）により申請を行った者へ通知するものとする。

(認定の更新)

第5条 法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請をしようとする者は、認定の有効期限満了日の一月前の日から認定の有効期限満了日までの間に認定の更新の申請をしなければならない。

(認定等の申請の取下げ)

第6条 法第5条の3第1項の規定による認定の申請、法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請または法第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請を行った者は、市長が認定等の通知をする前に申請を取り下げようとするときは、認定等申請取下申出書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 認定等の申請を取り下げる旨の決議をした集会の議事録の写し等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更)

第7条 認定管理計画について省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとする者は、認定管理計画に関する軽微な変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第8条 市長は、認定管理者等に対し法第5条の8の規定による報告の徴収を行うときは、報告を求める旨の通知書(様式第4号)により認定管理者等へ通知するものとする。

2 前項の通知を受けた認定管理者等は、市長が定める期日までに状況報告書(様式第5号)を市長へ提出しなければならない。

(改善命令)

第9条 市長は、認定管理者等に対し法第5条の9の規定による改善命令を行うときは、改善命令書(様式第6号)により認定管理者等へ改善に

必要な措置を命ずるものとする。

(管理の取りやめ)

第10条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、管理計画認定マンション管理取りやめ申出書（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 市長は、法第5条の10第2項の規定による管理計画の認定の取消しの通知をするときは、認定取消通知書（様式第8号）により認定管理者等であった者へ通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。